

## 第4回 門真市上下水道事業経営審議会 会議録

○日 時 令和元年11月27日（金）午後1時30分から午後3時40分まで

○場 所 門真市上下水道局 第1会議室

○出席者 小西 砂千夫 委員  
溝端 稔 委員  
葭田 正子 委員  
粥川 昇一 委員  
谷野 聰 委員  
梶原 雅和 委員  
西口 明穂 委員  
中吉 美智 委員  
松本 剛 委員

○事務局 上下水道局長 大矢 宏幸  
上下水道局次長 真砂 幸弘  
経営総務課長 山田 武範  
工務課長 中田 義則  
お客さまセンター長 小野 直宏  
下水道整備課長 平山 正和  
経営総務課長補佐 森本 聰  
工務課長補佐 大石 貴之  
工務課長補佐 辻 顕吉  
お客さまセンター長補佐 加藤 明秀  
下水道整備課長補佐 山田 信幸  
経営総務課主任 三筈 広明  
経営総務課主任 中永 雅之  
お客さまセンター主査 山田 普貫  
経営総務課係員 岡田 真子

司 会： 皆さま、本日はご多忙の中ご出席頂き、誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせて頂きます門真市上下水道局経営総務課の森本でございます。どうぞよろしくお願ひ致します。

ただいまから第4回門真市上下水道事業経営審議会を開催させて頂きます。本日は水野副会長につきましては、日程の調整ができませずご欠席でございますが、委員10名中9名がご出席されておりますので、本審議会が成立しておりますことをご報告致します。

それでは案件に移らせて頂く前にお手元の配布物の確認をさせて頂きます。1点目が表紙にございます会議次第、2点目が資料1「前回審議会での質疑・意見について」、最後3点目が資料2「上下水道料金改定の検討」でございます。配布物の不備等ございませんでしょうか。資料がお揃いのようですので、以降の進行につきましては小西会長にお願いしたいと存じます。それでは会長、よろしくお願ひ致します。

会 長： はい、それでは資料1をご説明頂きまして、意見交換をしたいと思います。お願ひします。

事務局： それでは資料1をご覧ください。前回、第3回審議会で頂戴致しました質疑やご意見に対しての回答等についてご説明致します。

次のページをご覧ください。目次です。下水道事業については、「I 下水道使用料改定について」と題しまして、最初の項目1では、改定が必要となった背景をあらためて整理しました。項目2では、投資及び財源に関わる財政計画において前提とした条件をご確認頂きます。項目3では、下水道使用料を令和3年度と、その5年後にあたる令和8年度の2段階で改定した場合について説明致します。項目4では、今回の下水道使用料改定案、詳しくは後の資料2で説明致しますが、改定案の妥当性について説明致します。

水道事業については、「II 水道事業ビジョン計画後の収支について」と題しまして、ご指摘のありました水道事業ビジョン計画後、令和9年度以降の経営状況について説明致します。

次のページ、「I 下水道使用料改定について」から始めます。

1ページをご覧ください。項目1、下水道使用料の改定が必要となった背景についてです。

2ページをご覧ください。現行の使用料水準について、過去の収支状況、元金償還金の推移と見通し、全国的な使用料水準の推移の3点から説明致します。

3ページをご覧ください。平成7年度以降の収支状況をお示しします。各年度の棒グラフは、左が収入、右が支出で、緑の数字が当該年度の収支となっております。折れ線グラフは当該年度末の繰越金です。平成10年度以降は、繰越金が発生し、収支はほぼ均衡していました。平成27年度では累積として1億8,000万円の繰越金がありました。

4ページをご覧ください。前回審議会でご指摘のありました過去の使用料算定において見誤っていた部分についてですが、門真市では平成26年度から加速的な下水道整備を行い、事業費が増加してきました。それに伴い企業債償還金が、また公営企業会計ベースでは減価償却費が増加傾向になっています。それまでは経費の削減に努め、現在の使用料水準でも何とか収支均衡で事業を運営出来ていましたが、この加速的整備に伴い増加する減価償却費に見合った使用料水準になっておらず、事業の持続性を確保するためにも、現在、使用料改定が必要となっております。その点を踏まえますと、毎年度収支均衡を保ってはいたものの、加速的整備を進めていくタイミングで使用料を見直す必要があったとも考えられます。しかし、本市下水道事業は、平成29年度から公営企業会計に移行しており、公営企業会計への移行を見据えたのも同じく平成26年度時点でした。このため、その時点では公営企業会計移行後の収支状況の見通しが立たず、また収支均衡も保たれていたため、使用料改定に至ることなく、結果、今回の改定へと繋がっております。今回の改定は、今後増加する企業債償還金により発生する多額の資金残高不足にも対応し、事業の継続性と安定性を確実にするために必要なもので、減価償却費ベースに資金残高不足も考慮した改定をお願いしております。

5ページをご覧ください。1ヶ月に20m<sup>3</sup>使用した場合の下水道使用料の推

移を、類似団体平均、大阪府内平均、全国平均と併せてグラフにしました。本市が使用料を据え置いてきた間に全国的に使用料水準が見直されてきています。30%を超える使用料改定を行っている団体は、埼玉県の戸田市、川口市、千葉県佐倉市、宮崎県日南市等があります。平均で見ましても、他団体の使用料水準は年々上昇しております。ここで、類似団体平均水準に改定する場合は12%、府平均水準に改定する場合は26%となります。大阪府内平均の水準は大阪市、守口市等、昭和の高度成長期で現在と比べ工事費が安価な時期に整備された都市が多く、従って減価償却費も低くなり、使用料水準を低くできる団体が含まれております。よって、全国レベルで見ると、相対的に低い水準となっています。門真市は普及率が93%と、現在も整備を進めている後発団体ですので、事業費が高くなり、減価償却費も高くなるため、大阪府内平均水準より高い36%にならざるを得ない状況にあります。

6ページをご覧ください。今回の使用料改定におきましては、資金残高不足の上限額を20億円に設定しております。前回審議会におきまして今後の資金残高不足についてもお話をありましたので、今後の推移等について説明いたします。

7ページをご覧ください。前回審議会でもお伝えしましたが、本市の資金残高不足はいずれ解消されるものです。グラフの赤色囲み部分、減価償却費が元金償還金を超えて以降、資金残高は増加傾向になり、本市の資金残高不足はいずれ解消されます。使用料の算定においては、資金収支方式という考え方があります。資金収支方式は現金ベースで使用料を算定する方式であり、大阪府内の企業会計適用団体28団体に調査したところ、半数にあたる14団体が資金収支方式での算定を実施していました。本市において、資金収支方式で使用料を算定した場合、いずれ解消される資金残高不足も使用料で賄うことになり、今回の改定案よりも著しく高くなる改定が必要となります。また資金収支方式で算定した場合は、資金の状況により使用料の大幅な引上げ、引下げが必要となります。そのような事態を避けるため、今回の改定は、減価償却費を使用料算定経費の一部とする総括原価方式により、平準化したかたちで使用料を算定しています。平準化して使用料を算定しているため、一

時的には資金残高不足が生じますが、不足部分は一時借入金などにより対応することとしています。

8ページをご覧ください。グラフは、下水道使用料算定期間における資金残高不足額と水道事業の資金残高を表したものです。今回の改定では資金残高不足の上限額を20億円と設定しましたが、水道事業の資金残高を優先的に活用することも含め、確実に対応が可能となり、安心・安全な下水道サービスを継続することができます。

9ページをご覧ください。項目2、前提条件の確認です。第2回、第3回の審議会で、投資試算、財源試算からなる財政計画についてお示ししましたが、この收支計画の前提とした条件、支出についてご確認頂きます。

10ページをご覧ください。収益的支出についてです。

11ページをご覧ください。本市下水道事業の総経費は、令和2年度の29億6,300万円から令和12年度で28億600万円、令和31年度では24億7,000万円と、中長期的には減少傾向となります。財政計画で設定した経費の内訳は、折れ線グラフでその金額を、棒グラフで下から減価償却費、支払利息、流域下水道維持管理負担金、委託料や物品購入費等の他の経費となっております。過去に取得した資産の減価償却費や、過去に借り入れた企業債の支払利息は、削減出来るものではない固定的な経費となっております。今後増加する流域下水道維持管理負担金については、現在、大阪府と協議中ではあるものの、これまでの協議の中で経過措置の拡充が図られており、現在の案が大阪府としての最終案として示されているところでございます。門真市としても現在の内容で了承しているところであり、これ以上の経過措置も見込めないため、負担金についても削減は出来ないものと考えております。他の経費、これは平成29年度、平成30年度の決算平均値で設定しておりますが、概ね10%以下の割合であり、これまでの経費削減の結果、決して無駄な経費が見込まれていないということを次ページで説明致します。

12ページをご覧ください。汚水処理原価について見て頂きます。表にお示ししておりますように汚水処理の費用を示す汚水処理原価は、本市下水道事業と類似団体とで比較しますと、1 m<sup>3</sup>当たり約6円程度高くなっていますが、

その主な要因が資本費、すなわち減価償却費や企業債利息でありますと、その他経常的な経費などは1m<sup>3</sup>当たり約3円、むしろ他団体より低くなっています。以上、財政計画の前提とした収益的支出は、最低限必要な経費のみ見込んでいることをご理解頂きたく存じます。

13ページをご覧ください。財政計画の資本的支出になります。下水道を安心・安全に使用して頂くため、総合地震対策計画とストックマネジメント計画に基づいた地震対策及び点検・調査、改築・更新を実施していく必要があります。普及率100%を目指した整備事業以外に財政計画ではこれらの支出を計上しています。

14ページをご覧ください。総合地震対策計画は、本市の地域防災計画において最大の被害が想定されている生駒断層帯地震が発生した場合の下水道施設について、実効性のある耐震対策、減災対策を図るもので、優先度の高い施設から順次、施設の耐震診断を行い、耐震性能が不足する管路施設に対しては、耐震対策を実施することによりまして、上の写真にあるような被害を最小限に留めることができます。また、下水道施設が被災しトイレが使えないになると、私たちの生活に深刻な影響を及ぼします。トイレが使えない状況を回避するため、下の写真のようなマンホールトイレを整備する減災対策を行っていきます。本市に大きな影響を与える南海トラフ巨大地震も、「30年以内の発生確率は70～80%である。」と発表されております。地震対策の緊急性がより高まってきており、このような震災による被害を可能な限り抑制するために必要な投資額を見込んでおります。

15ページをご覧ください。これまでにも、市内に布設されている全管渠の約4分の1に相当する管渠のテレビカメラ調査を実施する等、事故の防止、適正な維持管理に努めてまいりましたところ、本市におきましては、現在に至るまでこの写真のような下水道本管に係る事故は発生しておりません。修繕事業についても公共ますや取付管等、軽微なもののみで、人命に関わる事故等の報告はされていません。今後はこの現状を維持していくため、より一層、予防保全型の管理、点検・調査を進め、必要な管路施設については適宜、改築・更新を実施していきます。安心・安全な下水道サービスを今後も提供

し続けるために、財政計画においては必要な投資額を見込んでおります。以上、財政計画の前提条件についての説明を終わります。

16ページをご覧ください。下水道使用料を令和3年度と5年後にあたる令和8年度の2段階で改定した場合について説明致します。

17ページをご覧ください。今回の使用料算定については、経営戦略期間が10年であることを考慮し、またグラフにございますとおり、5年間ごとに改定しますと最終的な使用料水準が高くなるということから、令和3年度から令和12年度までの10年間で算定しております。また5年後の状況によっては、2段階目の改定率が下がるのではないかという考え方もございますが、今回の使用料改定にあたっては、資金残高不足額の上限を20億円としております。資金残高不足の要因は、これまでに借り入れた企業債の元金償還金であり、元金償還金に変動はないことから、2段階目の改定率が著しく下がるということは見込めない現状であります。段階的に使用料改定を行った場合、令和7年度までは19%の改定率に収まりますが、令和8年度以降は、それまでの資金残高不足の影響もあり、54%まで引き上げる必要があります。

18ページをご覧ください。段階的に使用料を改定した場合、単年度の資金残高不足が増加することになります。以上、最終的に下水道使用料が高額になることや使用料算定期間内での公平性を確保する観点から、また後ほど説明致しますが、下水道使用料を36%の改定とした場合、上下水道料金としては大阪府平均と同程度になります。前回の審議会でもご指摘頂きましたおり、上下水道料金として市民負担がどうなるかということも考慮した場合、2段階に改定すると2段階目の改定において、大阪府平均を大きく上回る料金となることからも、2段階での改定は適していないと判断しております。

19ページをご覧ください。今回検討した下水道使用料改定案が客観的に見て妥当な水準となっているかを確認しました。

20ページをご覧ください。このページと次のページは、小西会長が座長をされておられます「下水道財政のあり方に関する研究会」、この研究会は総務省が平成28年度から開催し、現在も進行中の会議でありますが、その資料から抜粋したものです。2005年度、平成17年度に総務省は、下水道使用料の目

安を20m<sup>3</sup>／月の場合3,000円とし、この水準を前提に、地方交付税等の地方財政措置を講じるという方針を示しています。この2005年度以降、全国の下水道使用料の平均値は、左の図のオレンジの点線のとおり上昇してきたことが分かります。

21ページをご覧ください。下水道使用料の水準が月3,000円とされていることに関する資料を参考としてお示ししております。総務省からの通知等になっております。今までの本市の下水道使用料が低すぎる水準であったことはご理解頂きたいと思います。

22ページをご覧ください。水道料金と合わせたかたちとなっておりますが、上下水道料金としての改定率は12%です。改定後の上下水道料金は、大阪府内の平均値と同程度の水準となります。後の資料2でお示ししますが、水道は水道、下水道は下水道でそれぞれ検討した結果、この金額であれば、上下水道料金として見て、市民負担が可能な額であると考えております。この料金をご負担頂くことで、今後の整備水準を変えることなく、安心・安全なまちづくりの基盤である下水道事業を継続することが出来ます。

23ページをご覧ください。水道事業の説明に移らせて頂きます。

24ページをご覧ください。水道事業ビジョン計画後、令和9年度以降の経営状況について説明致します。

25ページをご覧ください。図は現時点での試算している収益的収支の見通しについてです。現行料金体系での収支と水道料金見直し後計画の収支をお示しておりますが、水道料金見直し後の給水収益及び純損益は、水道料金見直し条件の1つである利益乖離分を令和9年で引き上げた試算値でお示しております。

26ページをご覧ください。この図は現時点での試算のうち、資金残高の予測をお示ししたものです。令和9年度以降の料金見直し後計画の資金残高は、料金見直し前と一定の差を保ちながら推移していく見通しとなっております。以上(1)、(2)でお示ししたとおり、水道事業ビジョン計画期間中は、事業の健全性が損なわれる恐れはなく、また今回の料金改定は、令和3年度を予定しており、改定後10年間は事業運営に問題はございません。しかしながら計画

期間後は、給水人口や今後予定している泉町浄水場の更新事業の進捗といった技術的な部分等、見通せない要素はありますが、人口減少に伴って給水収益の減少が続くのであれば、水道料金を引き上げざるを得ないと考えられます。令和9年度以降の水道事業につきましては、これまでにお示ししておりますが、資産維持費を含めた総括原価方式での算定も含め、水道料金の見直しを行うことと致します。

資料1の説明は以上でございます。

会長： はい、ありがとうございました。それでは、今日はそれほど議題もありませんので、この資料を基に理解を深めていきたいと思います。私から1つ、今のご説明の中で補足説明がほしいと思ったのですが、25ページの利益乖離分という言葉の定義をお願いします。

事務局： 利益乖離分の定義ですが、資料2の10ページをご覧ください。今回の水道料金の引下げ可能額ということで2つ計算しております、①がビジョンの計画値と実績との純利益の乖離分、こちらが平成28年度から今年度の見込額まで合計7億1,882万8,000円。もう1つが収支の算定条件を見直したことで費用が下がる分の引下げ可能額、②の5億円程度の合計12億円の水道料金の引下げを予定しております。その内、①につきましては、実績で出た乖離分ですので、この引下げが終わった後は引き戻さないと今後の収支が悪化してしまいますので、この部分を利益乖離分としております。

会長： 利益乖離分というのは、儲かり過ぎた額ということでおろしいですか。

事務局： 計画以上に儲かり過ぎた額ということです。

委員： その利益乖離分は、平成28年度から令和元年度までの分を使って料金を少しでも抑えようということで示されていると思いますが、令和2年度について、どのように考えて、どう想定しているのかお聞かせください。

事務局： この利益乖離分につきましては、先ほども説明させて頂きましたように、現行の水道事業ビジョンの数値と比較致しまして余剰になっている部分がございますので、それにつきましては水道事業ビジョンの令和8年度までの計画の中で順次、還元させて頂き、今後の実際の収支がそれぞれ変わってくるかとは思いますが、その分につきましては、今の時点では還元といったことは考えておらず、今現在余剰になっている部分で考えております。

会長： 追加でどんどん意見して頂ければと思いますが、先程のご説明の中で一番重要なのは、資料1の4ページで、減価償却費というのがこのオレンジ色で、減価償却費は残念ながら、公営企業会計、つまり発生主義会計に適用後でないと数字がないですが、これは当然、平成29年度より以前はもっと低いものでして、この話のポイントは、大阪市や守口市はかなり前から整備をしていたが、門真市は直近になって急激に施設整備をしたので、昔から整備しているところは、そもそも工事費用が低い段階で投資をしているので減価償却費が低かったけれども、直近になって整備率を急激に上げてくると、減価償却費が少しずつ増えてきます。その投資的経費によって、少し遅れて減価償却費が上がって来て、恐らく令和21年度か令和22年度ぐらいに上がりきって、それ以降は少し下がってきてています。これがいわゆる企業会計ベースで言う費用ですが、これに対して下水道使用料を改定しないと、下水道使用料は、下がっていくことになり、これは企業会計ベースでかなり経営が悪いという状態になってしまいます。これは使用料そのものが減ってくるということがあるので、改定しないと下がっていくということになっていて、ご説明の中で「段階的に整備をするタイミングで本来は使用料をもっと早く上げておくべきであった。」という話があって、「すみません、少しやはり失敗した。」と、「36%という数字が出てくるのはやはりまずかった。」と、「本来はもっと早い時点で上げておかなければいけなかった。」と言われていて、これに対しては、謝っておられまして、まずここが大きいかと思います。この4ページをどう理解するかということが大きいと思います。あと5ページも全国平均

よりはずいぶん低く、類似団体平均よりも今は低いですが、類似団体平均と比べると、改定後は門真の方が高くなります。大阪府内平均も、大阪市や守口市が平均を低くしているので、府内平均で見ても、やはり改定後は少し高くなっています。ただし、類似団体を見ると、ずっと使用料を上げてきていて、門真市はずっとこの間、据え置いてきたということもあって、やはり上げるタイミングの判断が間違っていたとも言えますし、府内平均よりも高くなってしまうことについても「申し訳ない。」と言っておられます。その他も色々ありますが、下水道使用料を上げることについては、「すみません。」と言っておられて、「水道料金との合計で何とか了承して頂きたい。」というようなご説明だったと思います。それで委員の皆様がそれをどうそれぞれ受け止めておられるかということは、是非おっしゃって頂きたいところです。その後の資料は、資金不足の問題がどうかと、これは一応、上限20億円で設定していて、20億円は段階的に減っていくので、資金不足は出ますが、コントロールしていますとか、使用料を上げるにしても、もっと費用削減の余地はないのかとか、それから「値段は上げて、地震対策はしていない。」といったことにはなっていないかとか、段階的に改定したらどうかというような質問が出たことに対して回答されているというようなところです。

委 員： 今、会長が言われた、4ページの平成7年度からの減価償却費の数字はあるのでしょうか。あるとすれば、それはどのようなグラフになるのでしょうか。それから5ページの、以前は門真市が高くて、大阪府平均や類似団体平均が低いという時代があって、それが逆転したのが平成16年度ということで、もう15年ほど前に逆転しており、その後もどんどん乖離していくということで、先ほどの話で「ごめんなさい。」ということですが、それを改定しなかった理由や検討したが結果的には改定しなかった内容とか、そういうことを教えてもらえますか。

事務局： 1点目の減価償却費の数値につきましては、今手持ちで資料を持っておりませんので、お調べしてご報告させて頂きたいと思います。次の2点目の下

水道使用料が、平成16年度で類似団体や大阪府平均と逆転した後、なぜ検討してこなかったのかということでございますが、実際に使用料改定の前に、今後何年間かの収支を試算致しまして、これにつきましては以前の審議会でもご報告をさせて頂いておりますが、例えば今年、将来5年間の収支を見通し、5年後に赤字に転落するというような収支見通しが立ちました。しかし、実際に1年間運営してきました、その結果を踏まえますと、実際に黒字が発生しまして、赤字に落ちる年度が更に順次延びていき、後年度に1つずつずれていくというような部分もございました。そのため、使用料改定に踏み切れなかつた部分というのもございますし、先ほど3ページの過去の収支状況で、単年度の結果として一定の黒字、赤字はありますが、資金残高が常に黒字で推移をしていたということも、使用料改定に踏み切つてなかつたという部分の説明ということで、ご理解頂ければと思います。

委員： そうすると4ページ、5ページのグラフの他との比較とか、減価償却費との関係といったことは見ていましたけれど、結果的には改定する必要がないという判断をされていたということですか。

事務局： これは現金主義会計ベースといいまして、官庁会計方式での話でございますが、単年度黒字が出ている、もしくは実質収支で、平成27年度ですと1.8億円の繰越金が発生しています。その影には、必要な費用等も高額になっているという側面もございますが、その裏で経費削減等に努力してまいりまして、赤字に転落するということを防いでいたという状況でございます。

委員： 見てはいたけれども、必要はないという判断をされていたということでおろしいでしょうか。

事務局： 結論としては、そういったことでございます。

委員： その結果が、このタイミングで36%という、払う側からすると、かなり大

きな変化なので、それは長年に渡って予測された数字ということになるのでしょうか。

事務局： その件につきましては、先程会長からもお言葉がございましたが、平成26年度以降に加速的整備ということで、事業量をかなり増やしてきたということでございまして、その事業量を増やした結果と致しまして、後年度に費用が増加していっております。当然その時に下水道使用料を見直すということが、改定の1つの契機であったという認識は、今の時点ではございます。

会長： 大事なところなので深掘りしましょうか。平成26年度から事業を増やしていく、下水道の場合は借入金、借金で設備投資をするので、設備投資をしても資金不足はその瞬間には出ず、その時点では現金はまだ黒字、現金は残っているので、現金主義的にいうと現金があるから黒字というイメージです。ところが、下水道債は、元本の返済が6年後からスタートしている。最初5年間が据置期間と言って金利しか払わない時期があるので、平成26年度に起債したもののが元本償還が平成31年度から始まります。そうすると、正に今年ぐらいから現金不足が突然出てきて、あたたはずの現金がすっと減って資金不足が出てくるというのが、8ページの図になります。あたたはずの現金、オレンジ色が下水道の資金不足で、令和4年度まで資金不足がないということです。平成26年度からスタートする時に、当然費用が増えるので、その時点で使用料改定のタイミングでしたが、現金だけを見ていたので、据置期間マジックに、残念ながらそこで判断を誤って、資金不足が出るというリアル感が出てきたこの令和元年度の時点で、使用料改定をお願いしたいと、後手を踏みましたと言いながら、お願いをされている。そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局： はい、今、会長がおっしゃられた内容で私共も認識しております。

会長： これが怖いのです。元本返済を5年待ってくれる分だけどうしても油断し

てしまい、大丈夫と思ってしまいます。

委 員： 5年後多くなるということは始まった時にもう分かっていることなのです  
か。

会 長： 例えばその時点で僕が意見を聞かれていて、据置期間のことが抜けていた  
ら、もうプロとして恥ずかしいという感じです。

委 員： それが分かっていたら、36%の値上げではなく、もっと早い段階で少しづ  
つみたいなことも出来たのでしょうか。

会 長： 毎年上げるわけにいきませんので、その時点で10%、20%上げて、もう少  
し先でもう少し上げてということは出来ます。

委 員： それが遅くなればなるほど、2段階でやると50%までいくのと同じ話とい  
うことですね。

会 長： ですから、やはり現金主義というのは怖いのですよ。

委 員： そうですね。これは、もう36%上げないといけないようなお話ですが、市  
民の皆様にどのように説明するかを考えた方が良いのではないかと思います  
がいかがでしょうか。

会 長： どうでしょうか、「このように市民の人に説明をしたい。」というものをま  
とめて頂けますか。今日の議論でも一応言っておられて、他団体との比較で  
いうと、かなり率直に引き上げるべきタイミングを失った分だけ改定率が高  
く出ている部分もあるということは率直におっしゃっていて、救いは、水道  
が、ビジョンよりも上振れしているので、そこで相殺するということでご了  
解を頂きたいということも、大体材料はもう全部出しておられます but それ

を僕が今、材料を繋いで言っているので、本当に市長等が市民に説明する時には、こういう理屈を立てて説明したいというものを固めて頂いて、我々が納得出来るかどうか先に読ませて頂くというようなことを次回いかがでしょうか。

事務局： 次回の第5回では、市民の皆様への周知方法等についてご審議頂くことも予定致しております。今現状で私共から申し上げられることと致しましては、先程の説明でもございましたが、今後も下水道の整備水準を確保するという部分と、施設の損傷等を防いで安心・安全な下水道サービスを提供するという部分で、上下水道料金を合わせたかたちですが、大阪府平均並みのご負担をお願いしたいといった趣旨での説明になるかと思います。

委員： 前回に使用料を段階的に上げるという話があつて、今回17ページで19%、54%という段階的な上げ方をされていますが、例えば19%を30%や26%にした場合、令和8年度からの上げ率がもっと下がり、最後に上下水道料金のお支払いもだいぶ低くなるのではないかと考えていました。事務的には大変なことだと思いますが、説明するときにこれを見せたら、それならば19%をもう少し上げれば、影響は低いのではと感じました。

事務局： 今、委員からご指摘がございました内容と致しまして、19%の部分を、例えば25%にさせて頂くと、令和8年度以降につきましては、現状の54%よりも下がるとは考えております。しかしながら、結果として、大阪府平均を超えてしまいますので、その点につきましては、今お示しさせて頂いております36%ということでご理解頂ければと思います。

会長： その2段階に上げるという選択肢は、現実的にはあるかもしれません、それは数字上の問題であつて、一気に上げるとすれば36%です。実際に一気に上げるかどうかの判断は、別にあって、2段階、3段階という選択肢はないことではないですが、その「一気に上げるとしたら36%というところを審

議して頂きたい。」と言って頂いた方が良いです。現実に上げるときにどう上げるかは、市の判断としてありますが、「一気に上げるとしたら36%です。この36%という数字が認められるかどうかを考えて頂きたい。」と我々に聞いて頂いて、我々の意見としては、その数字について、まだ「分かった。」とは言っていないですが、分かったとしても、現実に上げるときには、2段階のような選択肢も視野に入れた方が良いという意見が委員の中からあったということを報告書に留めておく。今、委員がおっしゃったことは、そういうことではないかと思います。

事務局： 今、会長からもお言葉がございましたように、今回、下水道使用料の改定36%をお願いしているという前提の部分と致しまして、今回、審議会におきまして下水道経営戦略、今後10年間の事業の指針となるものですが、そういう計画を策定する間につきまして、安定して事業運営ができるために必要な金額につきまして、36%、確かに率としては高くはございますが、ご理解頂きたいということでございます。

委 員： 今、委員がおっしゃったのは、会長の解釈と少し違うのではないかと思います。経営戦略は確かに10年ですが、料金の算定期間というのは通常3年から5年、なぜ3年から5年かと言いますと、世代間の負担の公平性を担保するためです。以前にも話があったように、5年間は門真市にいるかもしれません、6年目以降はもう門真市にいないかもしれません。そうすると、今19%だけで良かったのに、6年目以降の費用まで一部負担することになります。それは不公平ではないかという考え方から、通常は3年から5年というのが、日本下水道協会の算定要領にも記してあるところだと思います。10年ありきの36%ありきというのは、経営戦略は確かにそうですが、料金の算定としては少し違うのではないかと思われておっしゃったのではないかと思いますがいかがでしょうか。

会 長： そのご意見を生かすという意味で、我々が問われていることと、おっしゃ

って頂いた意見を生かすということから、経営的には36%だということを問われていることについては、最終的にイエスかノーかをここで審議しますが、現実に料金改定は今おっしゃったように3年から5年という期間で決めていくときに、結果的に2段階とか3段階になるということはあるということであれば、事務局からの回答も、ここに出ている意見も、生きると思います。確かに10年分の料金を一気に決めるというのはおかしいので、現実の料金改定というのは、36%を軸に、その時の決算の数字をもとに決めていくべきだということです。

事務局： 先程の減価償却費の今後の推移ということよろしかったでしょうか。

会長： いえ、聞かれていたのは、資料1の4ページの減価償却費のグラフが平成29年度から始まつていて、私が増えてきている言ったことについて、本当かということです。平成28年度以前の数字を知りたいという話です。

事務局： 平成28年度以前の数字につきましては、官公庁会計方式であったため、数字としては今持っていない状況です。

委員： それは当時も持っていないことでしょうか。

事務局： はい、当時も持っておりません。

委員： そうすると、下水道使用料と減価償却費の関係をずっと把握していたわけではないということですか。

事務局： はい、減価償却費は平成29年度から数字が把握できるものですので、平成28年度以前にはございませんでした。

委員： 5ページもそうですか。5ページも、把握していたわけではなく、今見る

と平成16年度からこのような状況になっていたということでしょうか。

事務局： 大阪府平均につきましては、毎年、下水道使用料の一覧がまとめられておりますので、このような状況になっているということは把握しておりました。

会長： それでは、ここで休憩としまして、50分再開とします。皆様も気持ちを整理して頂いて、50分から再開したいと思います。

会長： それでは再開します。資料2をご説明頂きたいと思います。

事務局： 資料2では、上下水道料金の具体的な改定案について検討した内容と、その結果を説明致します。

目次をご覧ください。「I 下水道使用料改定の検討」では、第1項で使用料体系の考え方を整理した上で、第2項で新しい使用料体系案について説明致します。第3項では、改定案の使用料を他の自治体の使用料と比較してお示しします。「II 水道料金改定の検討」では、第4項、第5項で前回審議会での見直し額、改定率をおさらいし、第6項で料金体系見直し案をお示しします。そして第7項では、見直した水道料金を他の自治体の水道料金と比較しております。IとIIを合わせた上下水道料金案について、最後に「III 総括」としてまとめております。

1ページをご覧ください。「I 下水道使用料改定の検討」です。

2ページをご覧ください。使用料の制度についての図をお示ししております。大きく一部使用料制と二部使用料制に区分されます。左側は、定額または従量使用料制のいずれかである一部使用料制です。右側は基本使用料と従量使用料の二部構成となっております二部使用料制です。大多数の自治体が、二部使用料制を採用していて、本市におきましてもこれを採用しております。従量使用料については、使用量に応じて単価が変動する逓増型や逓減型、单一のもの等ありますが、本市では逓増型、すなわち使用水量の増加に応じて、段階的に単価が高くなっていく仕組みを採用しております。逓増型は、使用

水量が少量の使用者の単価は低く抑えられており、少量使用者に配慮した使用料体系となっております。

3ページをご覧ください。使用料体系に対する基本的な考え方をまとめております。図にお示ししておりますとおり、使用料収入の受け取り側である下水道事業者「門真市」と支払い側である使用者「市民、企業等」の両面から検討を行いました。特に現行の使用料体系と同様に少量使用者の負担に配慮した使用料体系を維持する必要があると考えております。

4ページをご覧ください。この表は現在の1ヶ月の下水道使用料体系です。 $10\text{m}^3$ までを基本水量としており、基本使用料として670円をお支払い頂いております。基本水量以上を使用すると、逓増型ですから、使用水量のランクに応じて $1\text{m}^3$ 当たりの単価が高くなっています。

5ページをご覧ください。この表は、参考としてお示ししておりますが、直近5ヶ年の有収水量を、水量ランク別に集計し、その推移を表したものであります。構成比をご覧ください。平成30年度で見ると、一般的なご家庭に該当する上から2つのランクで、ほぼ50%となっています。また、特に $10\text{m}^3$ 以下のランクの水量が5年間で10%と著しく増加しています。これは、全国的な傾向でもありますが、少子高齢化、単身世帯の増加に伴い、世帯規模が縮小していることの現れであると考えられます。このようなことからも、少量使用者への負担の配慮という観点が重要であると考えております。

6ページをご覧ください。改定案であります。現行の使用料体系が、少量使用者の負担を考慮した使用料体系となっていることや、今回の引き上げにかかるご負担を皆様に平等にご負担頂くという観点から、現行使用料体系を維持した状態で一律に36%の改定を考えております。一律に36%改定した場合の使用料体系はこのようになります。4ページの現行使用料との差は赤字でお示ししているとおりです。

7ページをご覧ください。改定後の1ヶ月の下水道使用料を表にお示ししております。1ヶ月に $20\text{m}^3$ 使用した場合は2,200円となり、現行使用料と比べ580円高くなります。一律改定とした場合、どの水量ランクでも同程度の負担増加となります。

8ページをご覧ください。1ヶ月に20m<sup>3</sup>使用した場合の下水道使用料を、近隣の自治体、類似団体、大阪府内平均、全国平均と並べてお示しすると、このグラフのようになります。現状は大阪市に次いで低い使用料ですが、改定後は近隣の市の中の比較的高い水準に相当することになります。

9ページをご覧ください。ここからは「II 水道料金改定の検討」をご説明致します。

10ページをご覧ください。第3回の審議会でお示しましたが、水道料金の見直し額は、①の水道事業ビジョンと実績における純利益の乖離額相当分と、②の収支条件の見直しに伴う収益的支出の減少額相当分を合わせた12億1,386万円です。

11ページをご覧ください。水道料金の改定率は、見直し前の料金収入132億145万円から、前のページの見直し額12億1,386万円を差し引き、その割合を対象とします。改定率は9%の引下げとなります。

12ページをご覧ください。本表は現在の1ヶ月の水道料金体系です。先の下水道使用料と同様に10m<sup>3</sup>までを基本水量としており、基本料金として984円をお支払い頂いております。11m<sup>3</sup>以上は従量使用料体系で逓増型となっております。

13ページをご覧ください。今回の料金見直しについては、水道事業ビジョン期間内の料金水準の適正化を図ることを目的としておりますので、現行料金体系に一律の改定率を乗じて算定致します。また今後、令和9年度以降につきましては、水道料金算定要領に基づいて資産維持費を算定した上で総括原価方式での料金水準を検討するとともに、料金体系の最適化に取り組んでまいります。

14ページをご覧ください。上の表に見直し後の1ヶ月の水道料金体系をお示ししております。基本料金をはじめ、全ての水量ランクの負担が一律に軽減されています。下の表は1ヶ月の水道料金です。1ヶ月に20m<sup>3</sup>使用した場合、水道料金は2,476円となり、現行料金と比べ248円安くなります。

15ページをご覧ください。1ヶ月に20m<sup>3</sup>使用した場合の水道料金を他団体と並べてお示しすると、このグラフのようになります。現行料金と比べ248

円安くなり、類似団体平均や大阪府内平均よりも低い水準となります。

16ページをご覧ください。「III 総括」です。

17ページをご覧ください。水道料金、下水道使用料、それぞれの改定案についてご説明しましたが、上下水道合わせた料金について、1ヶ月に $20\text{m}^3$ を使用した場合を他の自治体の料金と併せてお示しします。先の資料1でお示ししたものと同じ図ですが、本市の改定後の上下水道料金は、332円上がって4,676円となります。これは大阪府内の市町村の平均値とほぼ同じ水準です。

18ページをご覧ください。先に世帯規模が縮小しており、少量使用者の割合が多くなっていることをお示ししました。このような傾向は今後も継続すると見られますので、ここでは少人数世帯を対象とした場合の上下水道料金の改定による影響を考察しました。左の表です。単身世帯では、1ヶ月当たりの使用水量はおよそ $8\text{m}^3$ で、改定後の上下水道料金は1ヶ月1,806円となり、152円の負担増になります。以下、平均的な2人世帯では260円、3人世帯では332円の負担増になるものと考えられます。今回の改定では、水道料金と下水道使用料それに適正な料金水準を検討したうえで、それぞれ現行の体系に一律の増減率での改定案としています。そのため、世帯規模別で改定率が若干異なる結果となっております。

以上をもちまして、資料2の説明を終わらせて頂きます。

会長： はい、先程と継続した内容になっていますので、ご質問頂ければと思いますが、17ページでは $20\text{m}^3$ で見ていますので、改定率が4,344円から4,676円、これが7.6%で、それよりも少量になると、引上げ率はむしろ上がってしまう。これも先程やりとりしたのと同じで、一律改定だったら7.6%で、単身世帯のところが9.2%ですので7.6%よりも少し高くなっていますが、一律に36%を掛けたり、一律に9%を減にしたりしなければ、これをならすような全体的な調整というのは当然できます。現実の料金体系を考える時にそういうことはあるかもしれないというのは、先程のお話と同じだと思います。「7.6%で36%よりはましでしょう。」というのが、我々に「どうでしょうか。」と、「これで府内平均になります。」という問い合わせがされている。

委 員： 少し細かい点を 1 つ確認したいのですが、最後の総括を見ますと、どちらかというと、単身の方に負担して頂いて、量の多い方の改定率が低めになつておりますが、これはどういう思想に基づいてそうされたのかをもう少し分かりやすく、もう 1 度お聞かせ頂けたらと思います。

事務局： 今、委員がおっしゃられた内容と致しまして、思想という言葉がございましたが、どのような政策判断であったかというお話でよろしいでしょうか。

委 員： はい。

事務局： ここでお示しさせて頂いております内容と致しましては、先程の説明でもございましたとおり、水道事業、下水道事業、それぞれ個別に料金、使用料の精査をさせて頂いて、その合計値をお示ししている内容となっております。こちらに関しましては、何かしらの判断が入っているというものではございません。

委 員： 全体を通してということで、本日が 4 回目の審議会で、初めから下水道事業についてはお金が必要で、まだまだこれからもお金が必要です。地震対策も実施していかないといけない、ストックマネジメントも実施していかないといけない、それから人材育成も実施していかなければいけないということも、これまで聞いています。その中でこれだけお金がいるということは、それなりに理解します。10 年間で見るとトータルとして 36% 収入が足りませんので、その分を賄わなければいけません。そこで、方法の 1 つとして、前回くらいにあったと思いますが、一般会計繰入金を市からもらってはどうかという話もありますが、市の財政も厳しいというのと、下水道事業の経営の原則もあり、下水道使用料で賄うべきだという説明もあって、それも理解しました。まだ 36% 一気に上げるかどうかということは、残ってはいますが、10 年間で見たら、それだけ必要で、今上げたら 36% で済むが、今 19% 上げて、5 年後

に上げると、トータルとして54%上げないといけなくなり、これは無茶苦茶になるという事務局の思いも一定の理解は出来なくもない。あと水道料金と合わせると7.6%の332円であれば、市民の皆様の理解も得られるのではないかというところまで落ち着いてくる。ただ、最後の使用料体系で、単身、少量使用者は8m<sup>3</sup>だと書いてありますが、基本水量は10m<sup>3</sup>になっている。そうすると、少量使用者の方々は、2m<sup>3</sup>分を使っていないのに、その分のお金を負担している。最近の傾向だと思いますが、節水型になってきており、どの都市の基本水量も、8m<sup>3</sup>位に落ちてきているのではないかと思います。そうすると、少量使用者への配慮、生活用水への配慮を検討したということでおっしゃっているのでしたら、10m<sup>3</sup>ではなく、8m<sup>3</sup>にするべきではないかと思います。あとはその2m<sup>3</sup>分の使用料をどこで負担するかということは、また考えて頂かないといけないですが、少量使用者にも配慮したというようなことの足跡も残すべきではないかと思いました。

事務局： 今、委員からご指摘がございました内容につきまして、現行の体系が、少量使用者に対して配慮した体系になっているというのが、まず1つございます。その上で今回、料金・使用料を改定するにあたりまして、委員がおっしゃられたように、過去においては10m<sup>3</sup>が基本水量であるという考えがございましたが、昨今、各市の状況を見ましても、10m<sup>3</sup>を切った8m<sup>3</sup>や6m<sup>3</sup>、他には5m<sup>3</sup>というものもございます。そういうことも踏まえまして、今現在におきましては、水道料金としては今回の引下げ分を皆様に平等に引下げ、下水道使用料につきましては、皆様に公平にご負担頂くという考え方を持っておりますが、基本水量を変更してはどうかという点につきましては、次回までに整理させて頂きたいと考えております。

会長： はい、今日は、意見があまり出ないです、委員の方が理解をした上で、どう受け止めていいか戸惑いながらも、理解は出来るというような雰囲気も伝わっているところがありますので、今日の会は非常に有意義だと思います。今のところ、今お2人のやり取りがありました、「7.6%です。単身世帯は

9.2%になります。」というのは、今的基本料金も含めた料金体系を変えない場合の試算でこうなっており、今、事務局からの答えもありましたように、「料金体系を変えないとすればこうなる。」と言っておられるだけのことと、「変える。」、「変えようとは思わない。」ということは、おっしゃっていない。この審議会の委員の意見としては、高齢者の単身者が今後どんどん増えていくというイメージを皆様持っていて、料金引き上げを単身世帯にほんの少しだけですが、しわ寄せするというのは、いかにも問題ではないかというのが、審議会の委員の大体の雰囲気だと思います。その時に絶妙なことをおっしゃったのですが、今の世帯のことや節水ということの進み方からすると、やはり基本使用料を、生活の対応の変化に応じた再設定の仕方ということは、理屈が立つようにして頂いた上で、料金体系を見直した時に、少なくとも単身世帯が上下水道合わせて負担の増え方が多いということにはしないように、説明がつくようにしてほしいということが審議会の大多数の意見だと思いますので、受け止めて頂いて、よろしくお願ひします。幸いにして次回まで少し間がありますので、その辺りは是非お願ひします。それと前半にありましたが、我々はずっと聞いているので、一応ストーリーとして分かりましたが、いきなり36%というような数字が出たときの説明の仕方をまず見せて頂かないとい、賛成、反対は、少なくとも今日の時点ではとても言えませんというのが、皆様の口の重さの主たる原因、主たる理由ではないかと思います。事務局としてどのように受け止めて頂けますでしょうか。

事務局： 今、会長からお言葉を頂きましたが、私共も次回の審議会の中で市民の皆様に周知する方法等を委員の皆様にご審議を頂きたいという思いを持っておりまして、まず前回の審議会の中でも申し上げましたが、委員の皆様にご理解、ご納得を頂けないというような内容であれば、当然、市民の方々にもご理解、ご納得を頂けないという部分がございますので、次回の審議会に向けて説明をきっちりできるような資料を作成したいと考えております。

会 長： はい、ありがとうございました。それでは、少し時間は短いですが、内容

はしっかり詰まった意見交換が出来たと思います。その他、何かございますか。

事務局： その他と致しまして、次回の審議会の日程のご報告をさせて頂きます。次回開催日につきましては、令和2年2月12日、水曜日、午後1時30分より本場所にて審議をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひ致します。

会長： はい、よろしくお願ひします。それでは、以上と致します。ありがとうございました。